

板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱

(令和4年7月22日区長決定)

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱（令和4年5月25日付4産労商地第475号）による補助金を財源の一部として、時代の流れに対応した新たな商店街づくりに積極果敢に取り組む商店街等に対して、東京都未来を創る商店街支援事業実施要綱（令和4年5月25日付4産労商地第474号。以下「都実施要綱」という。）に基づき、商店街等が実施するグランドデザインに基づく事業に必要な補助金を交付することにより、将来の商店街の道標となる商店街を創出し、区内商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街

イ 区内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員又は法人格を有する商店街が過半を出資し、地域活性化を担うと区長が認める中小企業

ウ 区内に主たる事業所を持ち、商店街の組合員が社員の過半となり、地域活性化を担うと区長が認める特定非営利活動法人及び一般社団法人

(2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
ただし、別途定める事業協同組合は除く。

ウ 次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則又は規約並びに役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

(3)「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により認証された特定非営利活動法人であって、同法第2条第1項による特定非営利活動のうち、商店街の街区内で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。

ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

イ 社会教育の推進を図る活動

ウ まちづくりの推進を図る活動

- エ 観光の振興を図る活動
 - オ 農山漁村又は中間地域の振興を図る活動
 - カ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - キ 環境の保全を図る活動
 - ク 災害救助活動
 - ケ 地域安全活動
 - コ 子供の健全育成を図る活動
 - サ 情報化社会の発展を図る活動
 - シ 経済活動の活性化を図る活動
 - ス 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - セ 消費者の保護を図る活動
 - ソ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (4)「一般社団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立された一般社団法人をいう。
- (5)「グランドデザイン」とは、専門家の支援を受け、商店街を取り巻く環境や組織の現状、課題、強みや弱み等の現状分析を十分に行った上で、目指す商店街像、到達目標、年次ごとの取組内容及び事業費等を定めた3年以上の期間にわたる計画をいう。
- (6)「商店街等が行う事業」とは、グランドデザイン策定に必要な調査を行う事業（以下、「調査事業」という。）及び都実施要綱第9条第3項に規定する知事の承認を受けたグランドデザインに基づき商店街等が行う事業（以下、「計画実行事業」という。）で、別表1に例示する事業及びこれらと同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。
- ア 内容が経常的な性格を有する事業
 - イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
 - ウ 他の補助金等を一部財源とする事業
 - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

(対象事業)

第3条 都実施要綱に基づき、専門家の支援を受けながらグランドデザインを策定し、策定したグランドデザインに基づいて行う事業を対象とする。ただし、商店街が参画する事業に限る。

(指定の申請)

第4条 板橋区未来を創る商店街支援事業の指定を受けようとする商店街等は、区長が定める期日までに、指定申請書（別記第1号様式）を区長へ提出するものとする。

2 区長は、前項の指定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、東京都に申請を行う。

(指定)

第5条 区長は、東京都から支援対象とする商店街等（以下「指定商店街」という。）についての

指定についての通知があったときは、通知書（別記第2号様式）により指定商店街に速やかに通知するものとする。

（ランドデザインの策定）

第6条 指定商店街は、都実施要綱に基づいてランドデザインを策定し、承認申請書（別記第3号様式）により区長に申請を行うものとする。

2 区長は、前項の承認申請書の提出を受けたときは、東京都にランドデザインの承認の申請を行うものとする。

3 区長は、東京都からランドデザイン策定の承認についての通知があったときは、通知書（別記第3号様式の2）により当該商店街等に速やかに通知するものとする。

（ランドデザインの内容変更等）

第7条 指定商店街は、ランドデザインの内容の変更または中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記第4号様式）により区長に申請を行うものとする。

2 区長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、東京都にランドデザインの変更等承認の申請を行うものとする。

3 区長は、東京都からランドデザイン内容変更の承認についての通知があったときは、通知書（別記第4号様式の2）により当該商店街等に速やかに通知するものとする。

（補助金の交付対象）

第8条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2のうち「補助対象経費」として掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、区長が特に必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において、商店街等に交付するものとする。ただし、別表2のうち「補助対象外経費」として掲げられた経費は除く。

2 前項の商店街等が行う事業は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間に実施を完了する事業とする。

（補助金の額）

第9条 商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、商店街等が複数の取組を一体的に行う場合は、これらの取組を一括して1事業とする。

（1）「調査事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額 1,666,667 円のいずれか低い額とする。

（2）「計画実行事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額 83,333,334 円のいずれか低い額とする。

（3）前号にかかわらず、初年度に実施する「計画実行事業」については、補助対象経費の6分の5以内の額又は補助限度額 25,000,000 円以内のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第10条 商店街等は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める期日までに、補助金交付申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第11条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により商店街等に通知するものとする。

2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、商店街等が行う事業ごとの第9条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額とする。

（申請の取下げ）

第12条 商店街等は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第13条 商店街等は、事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（別記第7号様式）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

（商店街が行う事業の内容変更等）

第14条 商店街等は、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書（別記第8号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出し、その承認を変更承認書（別記第8号様式の2）により受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（状況報告）

第15条 商店街等は、事業の遂行状況について、区長の要求があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告）

第16条 商店街等は、原則、事業の実施が完了した月の翌々月末又は翌会計年度で別途定める日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて実績報告書（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第10号様式）により商店街等に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第9条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又は第11条第3項に規定する額のいずれか低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

第18条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 商店街等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（別記第11号様式）を、区長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 商店街等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書（別記第12号様式）により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 区長は、商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定により交付すべき補助金の額の確定のあった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第22条 商店街等は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金に付すべき条件)

第23条 区長は、商店街等に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないものとする。
- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を区に納付しなければならないこと。
- (5) 事業の完了後、区長から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第24条 商店街等は、前条第3号の規定により承認をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（別記第13号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、商店街等に対し、前条第1項第4号の規定により商店街等が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

(検査)

第25条 商店街等は、区長が板橋区職員をして事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第26条 第20条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第21条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.

95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第27条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第28条 第26条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第29条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の措置については、区長が指示するところによる。

（その他）

第30条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるほか、産業経済部長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

別表1（第2条第6号関係）商店街等が行う事業（例示）

1 調査事業

- | |
|----------------------------|
| ①来街者調査 ②購買動向調査 ③商圈調査 |
|----------------------------|

2 計画実行事業

- | |
|---|
| (1)施設を整備する事業
①景観向上、来街者の集客を目的とした施設、設備の整備・改修
（街路灯、アーチ、アーケード、カラー舗装、駐車場・駐輪場、ファサード、統一看板等） |
| (2)デジタルの強化を図るための事業
①キャッシュレス決済導入 ②スマートフォンアプリ導入 ③商店街ECサイト作成 |
| (3)顧客利便機能の強化を図るための事業
①宅配事業 ②案内看板設置 ③商店街マップ作成 |
| (4)コミュニティ機能の強化を図るための事業
①空き店舗等を活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設等） |
| (5)組織力、経営力の強化を図るための事業
①加入促進 ②人材育成 ③地域ブランド・商品開発
④空き店舗等を活用した事業（創業支援施設、チャレンジショップ等） |
| (6)イベントを実施する事業
①文化、歴史など地域資源を活かしたイベント
②地域課題の解決に資するイベント
③施設等の完成記念イベント |

*計画実行事業は、商店街等がランドデザインに基づき実施する事業であり、各区分に掲げる再区分の事項は例示である。

*施設を整備する事業は、商店街関係者の利用を目的としたものや個店に特化したものは対象外とする。

*商業ビルや地下街における商店街については、原則として、施設を整備する事業の補助対象外とする。

別表2（第8条関係）

1 調査事業

(1) 補助対象経費

区 分	摘 要
調査委託に要する経費	
基礎データ購入に要する経費	
短期雇用者の人件費	東京都最低賃金の時間額（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の既定のに基づき東京労働局長が決定した東京都最低賃金の時間額をいう。）に当該雇用者の労働時間を乗じた金額までを補助対象とする。交通費は、1日あたり500円を限度に実費相当分までを補助対象とする。
調査票作成に要する経費	
報告書作成に要する経費	
その他諸経費	

* 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

(2) 補助対象外経費

区 分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街等関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
共催団体に対して支出する経費	
使用実績のないもの	天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	他の事業で使用が可能な備品の購入等

2 計画実行事業

(1) 補助対象経費

区 分	摘 要
施設整備に要する経費	（駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料） 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 また、月額30万円を限度とする。
デジタルの強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	（空き店舗活用事業に係る建物賃借料） 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 また、月額30万円を限度とする。
組織力、経営力強化に要する経費	（空き店舗活用事業に係る人件費） 事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。 事業実施に必要な業務を行うために商店街等が直接雇用する者に対して支払われる経費とする。 従来から雇用している職員、アルバイトについての費用振替は認めない。 月額15万円を限度とする。

イベント実施に要する経費	1 イベントあたり900万円まで、総額1,800万円までを限度とする
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	景品単価1万円以下の部分 総額で90万円以下の部分 不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分 等級及び当選者数等を確認できるものを具備
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分
出演料	1 イベントあたり1日100万円以下の部分
短期雇用者の人件費	東京都最低賃金の時間額（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の既定の基づき東京労働局長が決定した東京都最低賃金の時間額をいう。）に当該雇用者の労働時間を乗じた金額までを補助対象とする。交通費は、1日あたり500円を限度に実費相当分までを補助対象とする。
その他諸経費	

* 百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

(2) 補助対象外経費

区 分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設の改修等に係る経費	アーケードの再塗装を除く
既存施設の機能維持を目的とした修繕、保守等に係る経費	塗装、根巻き補修を除く
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
使用実績がないもの	天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く
補助事業に直接必要のない経費	他の事業で使用が可能な備品の購入等
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街等関係者及びその同居する親族（同一生計）に対して支出する経費	
共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業指定申請書

東京都未来を創る商店街支援事業の指定を受けたいので、板橋区未来を創る商店街支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 テーマ

2 事業実施期間

年 月から 年 月まで

3 商店街等名

4 添付書類

- (1) 商店街の概要（別紙1、1-2）
- (2) 事業の概要（別紙2）
- (3) 会則（規約、定款）
- (4) 役員名簿
- (5) 24箇月分の決算書及び関係帳簿
- (6) その他必要な書類

別記

第2号様式（第5条関係）

板産産第 号
年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区未来を創る商店街支援事業
指定に関する通知書

年 月 日付をもって指定申請のあった事業については、東京都から指定に関する通知があったので、板橋区未来を創る商店街支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定の可否
指定する（指定しない）
- 2 テーマ
- 3 事業実施期間
年 月から 年 月まで
- 4 商店街等名

別記

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業に係る
グランドデザインの承認申請書

板橋区未来を創る商店街支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づきグランドデザインの承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて承認を申請します。

記

1 テーマ

2 商店街等名

3 添付書類

(1) グランドデザイン

別記

第3号様式の2（第6条関係）

板産産第 号
年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区未来を創る商店街支援事業に係る
グランドデザインの承認に関する通知書

年 月 日付をもって承認申請のあった事業については、東京都から承認に関する通知があったので、板橋区未来を創る商店街支援事業補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 承認内容

(1) テーマ

(2) 商店街等名

2 付帯条件

別記

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業に係る
変更等承認申請書

年 月 日付をもって指定を受けた事業のグランドデザインを下記のとおり変更（*中止）したいので、板橋区未来を創る商店街支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 テーマ
- 2 商店街等名
- 3 変更（*中止）の内容
- 4 変更（*中止）の理由
- 5 変更（*中止）による影響及び対応

別記

第4号様式の2（第7条関係）

板産産第 号
年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区未来を創る商店街支援事業に係る
変更等の承認に関する通知書

年 月 日付をもって申請のあった標記事業の変更等については、東京都から変更等の承認に関する通知があったので、板橋区未来を創る商店街支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 承認内容

(1) テーマ

(2) 商店街等名

(3) 変更等の内容

2 付帯条件

別記

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を申請する。

記

1 補助対象事業の内容

（1）事業名

（2）事業の内容 別紙のとおり

2 補助金交付申請額

金

円

別記

第6号様式（第11条関係）

板産産第 号

様

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区未来を創る商店街支援事業
費補助金については、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額
金 円

2 補助対象事業

3 通則

商店街等は、補助事業を行うに当たっては、この文書に定めるもののほか、板橋区
未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

4 事情変更による決定の取消し等

(1) 区長は、この交付の決定後において、その後の事情により特別の必要が生じ
たときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決
定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事
業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) (1)の規定によるこの交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務
及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

①補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

②補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支
払に要する経費

(3) (2)の規定による補助金の額の(2)の①又は②に掲げる経費の額に対す
る割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業に
ついての補助金に準ずる。

別記

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日付をもって交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事故があったので、板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助対象事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助対象事業の完了予定

別記

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金に係る
補助事業の内容の変更等承認申請書

年 月 日付をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（*中止）したいので、板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額

金 円

3 変更（*中止）の内容

4 変更（*中止）の理由

別記

第8号様式の2（第14条関係）

板産産第 号
年 月 日

様

板橋区長

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金に係る
補助事業の内容の変更（*中止）承認について

年 月 日付で申請のあった標記事業の内容の変更（*中止）について、
板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のと
おり承認する。

記

1 承認内容

2 付帯条件

別記

第9号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日付により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、
板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり
その実績を報告する。

記

- 1 交付決定額
金 円

- 2 実績報告金額
金 円

- 2 補助対象事業の実績
別紙のとおり

別記

第10号様式（第17条関係）

板産産第 号
年 月 日

様

板橋区長

年 月 日付により交付決定した板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金については、年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、下記のとおり確定する。

記

1 確定額
金

円

2 補助対象事業

別記

第11号様式（第18条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金請求書

年 月 日付をもって確定通知のあった標記補助事業について、板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 補助対象事業

2 確定額

金

円

3 請求額

金

円

別記

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（区長が確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

別記

第13号様式（第24条関係）

年 月 日

（宛先）

板橋区長

所在地

商店街名

代表者

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金に係る
取得財産等処分承認申請書

年度板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金により取得した取得財産等の処分について、板橋区未来を創る商店街支援事業費補助金交付要綱第24条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等に係る間接補助事業の名称
- 3 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 4 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価
- 5 処分予定の取得財産等の設置場所
- 6 処分予定方法
- 7 処分予定理由